嫌われるマナー

ボートを下ろした後、車をそのまま放置したり、
人の迷惑となる場所に駐車してはいけません。
車は必ず、決められた場所に駐車しましょう。

ゴミを浜やビーチ、港に捨ててはいけません。
ゴミは、必ず持ち帰りましょう。

養殖場の筏や魚網に船をつないではいけません。
こういった施設には近づかないようにしましょう。

非常事態に備えて

ボートに乗る時は、必ず携帯電話を持ちましょう。

携帯電話は水に弱いので、防水袋に入れておきましょう。

海の110番は、118番。

海上で緊急事態に陥ったり、他の船の事故などを目撃したら、
すぐに118番（海上保安庁への緊急通報番号）に電話を。

ボートには、必ずパドルまたはオールを積みましょう。

船外機、エレクトリックモーターは、整備不良や取扱いミスで止まってしまうことがあります。
ボートには、必ずパドルやオールを積んでおきましょう。

社団法人 日本舟艇工業会
Japan Boating Industry Association

ミニボート入門者のための安全ガイド

2馬力以下のエンジン(モーター)の付いたミニボートなら、免許も要らず、船検も不要。でも……安全に遊ぶための「常識」がある!

発行:社団法人 日本舟艇工業会

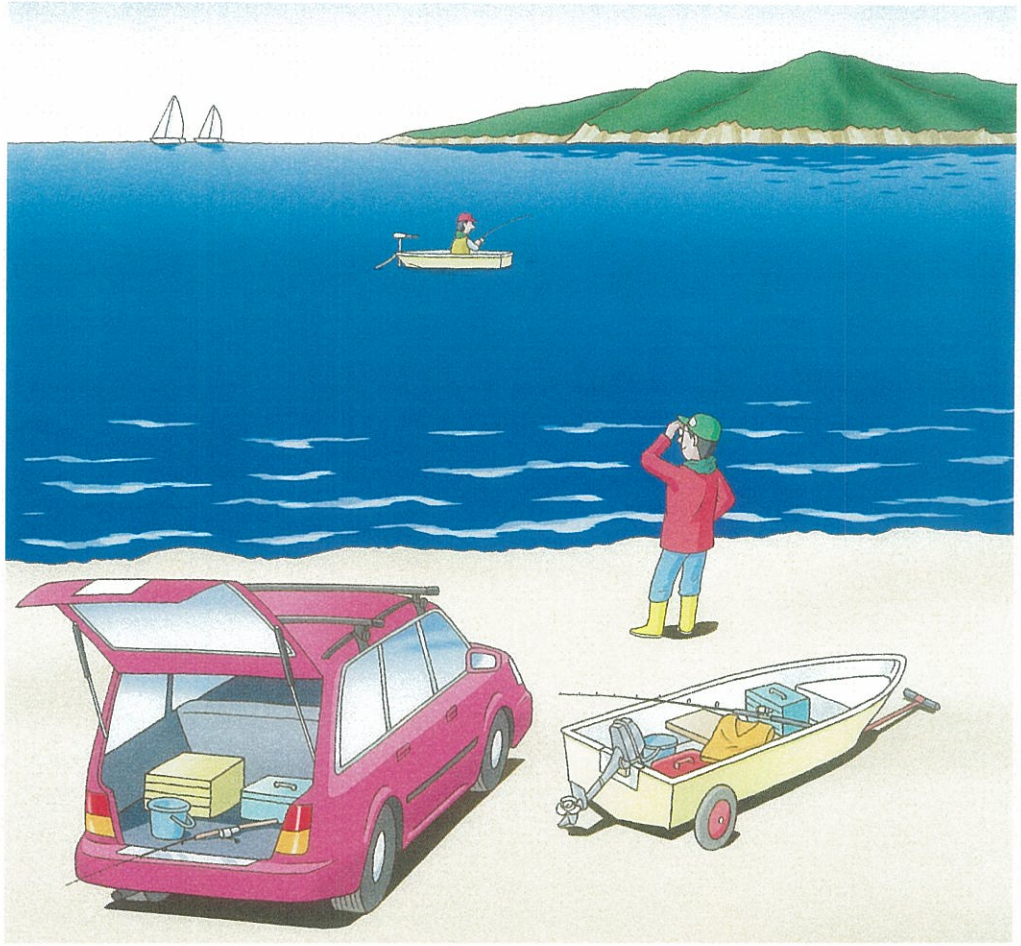

■ 船の長さ3m未満＝艇体の長さ3.33m未満

ミニボートの場合、法律で決められた「船の長さ」とは、一般的に「艇体の長さに0.9を掛けた数値」となっています。ですから、船の長さ3m未満とは、艇体長3.33m未満ということになります。このサイズでも、たくさんの種類のボートが市販されています。

■ 2馬力以下のエンジンって?

法律では出力1.5kW未満のエンジンとされていますが、1馬力=0.7355kWなので、1.5kWは2.039馬力となり、ガソリン船外機の場合、出力2馬力と表示されている船外機は1.5kW未満に相当します。ただし直ちに停止できる装置が付いていなければなりません。
エレクトリックモーター（バッテリー船外機）の場合は、大半が1.5kW未満の出力ですが、中にはもっと出力の大きいものもあるので、購入時には必ず表示を確かめましょう。なおエレクトリックモーターは、スイッチの操作によりプロペラの回転を停止できるようになっています。

ミニボート安全心得

免許が要らないミニボートでも、船長はあなたです。
海の上では、海上衝突予防法をはじめとするいくつかの法律が適用されるほか、
法律では決められていなくても、悲劇を招かないために、やってはいけないことがあります。
事故が起これば、それはすべて船長であるあなたの責任となります。
みなさん、海に出る前には、次のことは絶対に守るようにしましょう。

1. 全員がサイズの合った救命胴衣（ライフジャケット）を着用します。
2. 風が強い時、波が高い時は、出港しません。
3. ボートやエンジンの取扱説明書は、必ず読みます。
4. 燃料（またはバッテリー）は、満タンにして出港します。
5. ボートの上では火気厳禁。とくにガソリン給油時は注意。
6. ボートの定員を守り、荷物を積みすぎないようにします。
7. あまり沖には出ないようにします。
8. 夜はボートに乗りません。
9. ほかの船から見えるように、旗を立てます。
10. 泳いでいる人、潜っている人のそばには近寄りません。
11. 保護者なしで、子供たちだけの操縦はさせません。
12. 飲酒運転は絶対にしません。
13. ボートの乗り降り、ボート内の移動は、姿勢を低くし、バランスを考えて行います。
14. 見張りは前方だけでなく、常に左右、後方など、ボートの全周囲に注意を払います。
15. 水上では、右側通航を守ります。
16. 進路が交錯する時は、右から来る船を避けます。
17. 航路では釣りをしません。

●右側通航

●右から来た船を避ける

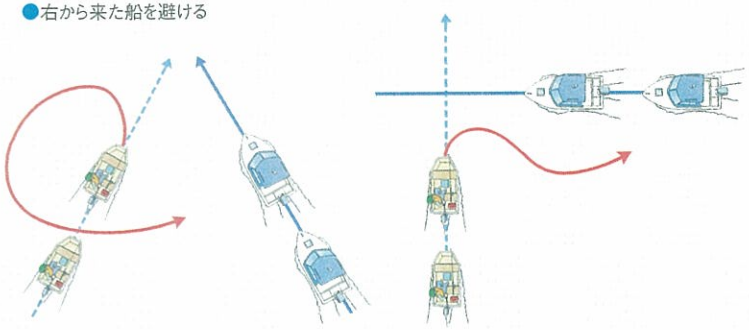

●泳いでいる人に近づかない

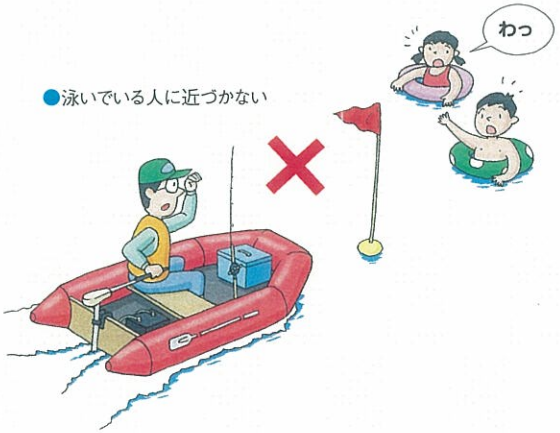

●風が強い時、波が高いときは乗らない

●ライフジャケット着用